

**文化芸術復興創造基金**

**東京海上ホールディングス株式会社様  
ご寄付による支援事業 募集案内**



- 舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能、美術館等展示活動

**《助成金交付申請書の提出期間》**

**2021年9月1日（水）～9月14日（火）**

2021年8月

独立行政法人日本芸術文化振興会

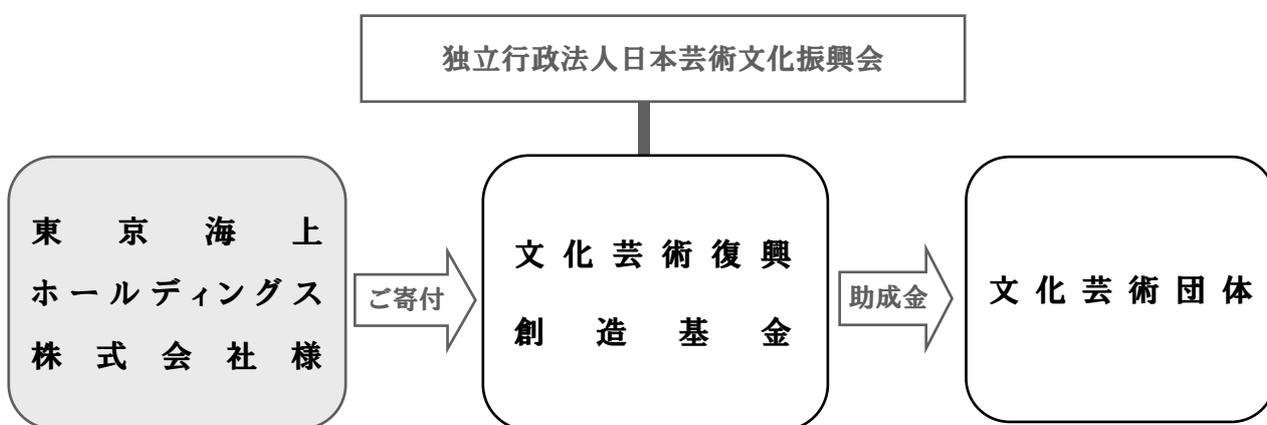
## 目 次

文化芸術復興創造基金の目的と仕組み	1
<b>1. 申請団体、条件等</b>	<b>2</b>
申請団体の条件	2
申請できる条件・助成対象	2
申請できる回数	2
助成金の額及び助成予定件数	2
申請団体の文化芸術活動の分野	2
<b>2. 申請期間・方法等について</b>	<b>3</b>
申請期間	3
申請方法	3
申請書類	3
法人種類別提出資料	3
<b>3. 申請書類の様式と記入要領</b>	<b>4</b>
申請書様式と記入要領（その1～その3）	4
申請する前に（申請内容の確認、添付書類等の確認）	10
申請後の流れ	10
審査基準	10
助成金活用の報告	10
不正受給等の対応	10
注意事項	11
反社会的勢力等について	11
提出及び問合せ先	11
<b>4. よくある質問（Q&amp;A）</b>	<b>12</b>

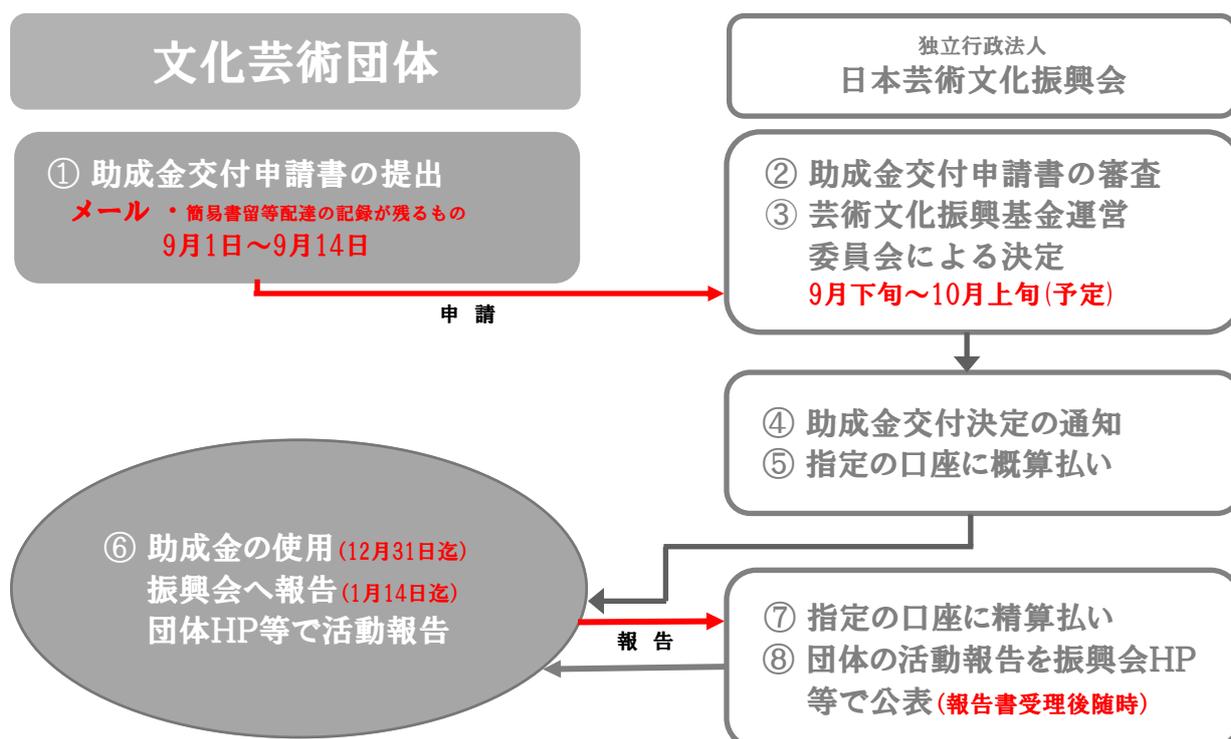
事 柄	期間等	内 容
申請にあたっての相談期間	8月20日(金)～9月14日(火) 10:00～17:00(土・日・祝除く)	電話・メールで相談を受け付けます。 TEL：03-3265-6302 アドレス：tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp
助成金交付申請書の提出	9月1日(水)～9月14日(火) 当日消印有効	メールで助成金交付申請書をご提出いただきます。 助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。定款等もメールに添付して送信してください。(※データ容量が10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。) アドレス：tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp メールで提出できない場合、簡易書留等配達記録が残る方法でも受け付けます。封筒に「交付申請書在中」と朱書してください。当日消印有効。 送付先：〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課 宛 <u>※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。</u>
助成金交付申請書の審査	9月中旬～9月下旬（予定）	助成金交付申請書の内容を審査し、助成団体を決定します。
助成金交付決定の通知	9月下旬～10月上旬（予定）	採択された団体には交付決定通知書を送付します。 不採択となった団体にも通知します。 採択団体はHPで公表します。
助成金の支払い(概算払い)	交付決定通知後随時	助成金の半額を指定の口座に振込みます。(概算払い)
助成金の使用	受領後12月31日(金)まで	期日までに助成金を使用してください。
報告書の提出	令和4年1月14日(金)締切	助成金を使用した効果について報告書をご提出いただきます。 団体のHP等に活動報告をアップしてください。
助成金の支払い(精算払い) 団体HP等での活動報告	報告書受領後随時	報告書受領後随時、残りの金額を指定の口座に振込みます。 (精算払い) 団体の活動報告を団体HP・振興会HP等で公表

# 文化芸術復興創造基金の目的と仕組み

このたびの「文化芸術復興創造基金」による支援事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により長期にわたる公演等の中止など、財政的に非常に厳しい状況にある文化芸術団体に対し、東京海上ホールディングス株式会社様のご寄付を原資として、我が国の文化芸術の振興・普及を図るため、文化芸術活動を継続するための支援を行います。



## 申請から活動報告公表までの流れ



# 1. 申請団体、条件等

## (1) 申請団体の条件

次の①～④のいずれかに該当する者とします。

- ① 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人
- ② 特定非営利活動法人(NPO法人)
- ③ 営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社等)
- ④ 法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体
  - ア 定款に類する規約等を有すること。
  - イ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
  - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
  - エ 団体活動の本拠として事務所を有すること

## (2) 申請できる条件・助成対象

団体として継続的に文化芸術活動を実施していることを条件とします。

文化芸術活動を継続するための取組とその効果を期待できる団体を助成対象とします。

3頁から9頁に示す提出書類を期間内に提出できることを条件とします。

## (3) 申請できる回数

申請できる回数は、1団体1回のみです。

## (4) 助成金の額及び助成予定件数

団体の事業規模及び財政的な緊要度により100万円・200万円・300万円を20から25団体に助成します。

## (5) 申請団体の文化芸術活動の分野

申請団体の文化芸術活動の分野は以下のとおりです。

- 舞踊(バレエ等)
- 演劇(児童演劇、人形劇、ミュージカル等)
- 伝統芸能・大衆芸能
- 美術館等展示活動

## 2. 申請期間・方法等について

### (1) 申請期間

2021年9月1日(水)から9月14日(火)までとします。(当日消印有効)

### (2) 申請方法

メールで助成金交付申請書をご提出いただきます。助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。定款等もメールに添付して送信してください。

**※データ容量が10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。**

アドレス [tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp](mailto:tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp)

メールで送信できない場合、簡易書留等配達記録が残る方法でも受け付けます。

封筒に「交付申請書在中」と朱書してください。当日消印有効。

送付先〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会基金部企画調査課 宛

**※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。**

### (3) 申請書類

提出書類	概要
① 助成金交付申請書 ※	申請団体の状況、団体情報、財政状況等
② 定款、規約等 ※	申請団体の定款・規約等
③ 財務諸表 ※ (2年分)	直近の年度の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)2年分 ※法人の種類ごとに該当する資料が異なります。 下欄の「(4)法人種類別提出資料」をご参照ください。
④ 通帳の写し ※	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの ※通帳のコピーが不鮮明な場合は振込ができないので、提出の前に上記の項目全てが鮮明にコピーされているかご確認ください。
⑤ 役員名簿 ※	申請団体の役員名簿
⑥ 中止となった活動に関する資料 【任意】	宣伝用チラシ等、中止となった活動がわかる資料 (例)公演中止を知らせるHPの写しなど

(注)※印の①～⑤は必ず提出してください。ご提出いただけない場合、審査の対象外となりますので、あらかじめご承知おき下さい。

### (4) 法人種類別提出資料

申請団体は法人の種類(会計基準)ごとに、下記の表に基づき、該当する資料を提出して下さい。

法人の種類	会計基準	提出資料
公益法人	公益法人会計基準	貸借対照表、正味財産増減計算書
一般社団・財団法人	準用している会計基準	準用している会計基準に基づく資料と同様
特定非営利活動法人	NPO法人会計基準	貸借対照表、活動計算書
株式会社等	企業会計基準	貸借対照表、損益計算書
任意団体(財務諸表あり)	準用している会計基準	準用している会計基準に基づく資料と同様
任意団体(財務諸表なし)	なし	収支計算書

### 3. 申請書類の様式と記入要領

#### (1) 申請書様式 (その1)

#### 助成金交付申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

年 月 日

団体住所(所在地)  
団体名  
代表者役職名  
代表者名

申請にあたり、次の事項を誓約いたします。(該当項目の口欄に✓マークを付してください。)

- (1) 申請書及び添付書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- (2) 日本芸術文化振興会からこの助成金に関する報告、会計調査等を求められた場合には、これに応じます。
- (3) 申請団体は、自己(役員及び実質的に経営する者を含む)が、現在暴力団等の反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等と密接な関係に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり保証します。また、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等を行わないことを確約します。(詳細は11頁「(13) 反社会的勢力等について」をご覧ください)
- (4) 上記(1)～(3)における調査等(反社会的勢力に該当するかどうかを含む)の結果、違反の事実が確認された場合または違反していると合理的に判断した場合には、応募資格を喪失することに同意し、既に助成金を受領している場合はその全額を返還いたします。また、これにより団体に損害が生じても、当会および寄付先は賠償責任を負わないことに同意します。

<b>■申請団体の文化芸術活動の分野</b>	
申請団体の文化芸術活動の分野をプルダウンより選択してください。	
<b>■申請団体の状況</b>	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて申請団体が直面している状況と、活動を継続していくために現在最も必要なことを具体的にご記入ください。	
(2) 困難な状況を改善し、活動を継続するための取り組みとその効果 〔新型コロナウイルスの影響により、申請団体が直面している困難な状況に対して、文化芸術復興創造基金の助成を受けて、どのように改善され、どのような効果が期待できるのか具体的にご記入ください。〕	
(3) 従来のやり方に捉われず、新しい生活様式に沿った文化芸術活動のやり方に挑戦するための取り組みとその効果 〔新型コロナウイルスの影響の続く中、申請団体が挑戦したい新しい文化芸術活動について、文化芸術復興創造基金の助成を受けて、どのような取り組みを行い、どのような効果が期待できるのか具体的にご記入ください。〕	
(4) (2)の取り組みにかかる費用(内容・金額)  (3)の取り組みにかかる費用(内容・金額)	

### 3. 申請書類の様式と記入要領

#### (1) 申請書様式 (その1)

助成金交付申請書の提出年月日を記入してください。

#### 助成金交付申請書

独立行政法人日本芸術文化振興会理事長 殿

年 月 日

申請団体は、申請にあたり、各項目について、誓約又は同意する必要があります。

団体住所(所在地)  
団体名  
代表者役職名  
代表者名

団体住所(所在地)、団体名、代表者役職名、代表者名を記入してください。

申請にあたり、次の事項を誓約いたします。(該当項目の口欄に✓マークを付してください。)

- (1) 申請書及び添付書類の内容は、全て事実と相違ありません。
- (2) 日本芸術文化振興会からこの助成金に関する報告、会計調査等を求められた場合には、これに応じます。
- (3) 申請団体は、自己(役員及び実質的に経営する者を含む)が、現在暴力団等の反社会的勢力等に該当しないこと及び反社会的勢力等と密接な関係に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり保証します。また、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等を行わないことを確約します。(詳細は11頁「(13)反社会的勢力等について」をご覧ください)
- (4) 上記(1)～(3)における調査等(反社会的勢力に該当するかどうかを含む)の結果、違反の事実が確認された場合または違反していると合理的に判断した場合には、応募資格を喪失することに同意し、既に助成金を受領している場合はその全額を返還いたします。また、これにより団体に損害が生じても、当会および寄付先は賠償責任を負わないことに同意します。

■申請団体の文化芸術活動の分野	
申請団体の文化芸術活動の分野をプルダウンより選択してください。	a. 舞踊、b. 演劇、c. 伝統芸能・大衆芸能、d. 美術館等展示活動
■申請団体の状況	
(1) 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて申請団体が直面している状況と、活動を継続していくために現在最も必要なことを具体的にご記入ください。	現在、置かれている状況や課題などを記載し、今後の活動に必要なことを説明してください。  (例) 予定していた○月○日～○月○日の公演を中止、これまで公演実施の準備を行ってきたことの発表の場を失い、公演事業収入が全く得られなくなった。今回、以下の公演計画の目途がたつたが、その実施経費の資金が不足している。また、公演場所は当初予定していた場所が確保できたため、できるだけ、多くの方に本作品の○○の点などを伝えたい。 (1) 演目 ○○○○○○ (2) 舞台監督・(氏名)……、演出……、企画……、衣裳……、出演者・(氏名)、……、…… (3) 公演日程 ○月○日～○月○日 (4) 公演場所 ○○劇場
(2) 困難な状況を改善し、活動を継続するための取り組みとその効果  (新型コロナウイルスの影響により、申請団体が直面している困難な状況に対して、文化芸術復興創造基金の助成を受けて、どのように改善され、どのような効果が期待できるのか具体的にご記入ください。)	(例) ・ 公演開催費用が不足しているため、助成金を活用して公演を実現させたい。●年●月に予定していた公演が中止となり、その経費が未払いのため、それを補てんしたい。 ・ 公演、展示実現に向けた十分な感染予防対策を行うため、物品、施設の改修などに活用したい (マスク、消毒薬、PCR検査) 等
(3) 従来のやり方に捉われず、新しい生活様式に沿った文化芸術活動のやり方に挑戦するための取り組みとその効果  (新型コロナウイルスの影響の続く中、申請団体が挑戦したい新しい文化芸術活動について、文化芸術復興創造基金の助成を受けてどのような取り組みを行い、どのような効果が期待できるのか具体的にご記入ください。)	(例) ・ WEB配信など、リモートによる公演、展示などの実現に向けた費用 (人件費、委託費など) に充当する予定である。
(4) (2)の取り組みにかかる費用(内容・金額)	(2) ・●年●月公演中止に伴う会場使用料キャンセル分50万円、舞台監督委託費10万円、舞台美術デザイン料10万円、衣裳デザイン料10万円、大道具損料100万円、衣裳製作費100万円、照明プラン料20万円の未払い分に充当 300万円 ・感染予防対策費(マスク10万円、消毒薬10万円、PCR検査80万円) 100万円
(3)の取り組みにかかる費用(内容・金額)	(3) ・WEB配信等によるリモート公演の実施 配信機材借料(カメラとも)50万円、配信機材操作人件費50万円、VFX等特殊効果委託費80万円、バナー等ウェブでの宣伝費20万円 200万円

### (3) 申請書様式 (その2) 団体情報 (基本情報)

■申請団体情報			
①	名称(法人格)		
②	代表者役職		
③	名称フリガナ		
④	代表者氏名		
⑤	代表者氏名フリガナ		
⑥	所在地 郵便番号		
⑦	所在地		
⑧	代表TEL		
⑨	E-mail		
⑩	URL		
⑪	設立年月日		
⑫	法人格取得年月日		
⑬	担当者氏名		
⑭	担当者氏名フリガナ		
⑮	担当者TEL		
⑯	担当者FAX		
⑰	担当者E-mail		
⑱	団体の属性		
⑲	活動分野		
⑳	活動実施場所 (所在地、施設名等)		
㉑	活動実施時期・期間		
㉒	過去3年間の活動実績		
㉓	申請団体の職員数又は 雇用人数(2019年)	総数	
		※総数をご 記入ください	
㉔	申請団体の職員数又は 雇用人数(2020年)	総数	
		※総数をご 記入ください	
㉕	2020年度に受けた国、 自治体の助成金等	総額	
		※総額をご 記入ください	

## (4) 記入要領 (その2) 団体情報 (基本情報)

基本情報として記載いただくのは下記の項目です。

①	名称(法人格)	様式(その1)の団体名に記入してください。	
②	代表者役職	様式(その1)の代表者役職名に記入してください。	
③	名称フリガナ	申請団体名称をフリガナで記入してください。	
④	代表者氏名	様式(その1)の代表者氏名に記入してください。	
⑤	代表者氏名フリガナ	代表者氏名をフリガナで記入してください。	
⑥	所在地郵便番号	助成金交付申請書と同じ申請団体の所在地郵便番号を記入してください。	
⑦	所在地	様式(その1)の所在地に記入してください。	
⑧	代表TEL	申請団体の代表電話番号を記入してください。	
⑨	E-mail	申請団体のE-mailアドレスを記入してください。ない場合は以下の担当者E-mailと同様でかまいません。	
⑩	URL	申請団体のURLを記入してください。HP等ない場合は不要です。	
⑪	設立年月日	申請団体の設立年月日を記入してください。	
⑫	法人格取得年月日	申請団体の法人格取得年月日を記入してください。法人格でない場合は不要です。	
⑬	担当者氏名	この助成金交付申請書に係る担当者氏名を記入してください。	
⑭	担当者氏名フリガナ	担当者氏名をフリガナで記入してください。	
⑮	担当者TEL	担当者の連絡がとれる電話番号を記入してください。	
⑯	担当者FAX	担当者のFAX番号を記入してください。ない場合は申請団体のFAX番号でかまいません。	
⑰	担当者E-mail	担当者のE-mailアドレスを記入してください。	
⑱	団体の属性	プルダウンより選択してください。 ①一般社団・財団等②特定非営利活動法人③営利法人(株式会社等)④任意団体	
⑲	活動分野	プルダウンより選択してください。	
⑳	活動実施場所 (所在地・施設名等)	公演及び展示等の活動実施場所などを記入してください。(例:〇〇劇場) ※記入欄に納まるよう簡潔に記載してください。	
㉑	活動実施時期・期間	公演及び展示等の活動実施時期・期間を記入してください。例:〇月〇日～〇月〇日。助成金交付申請書提出時に調整中の場合は、〇年〇月頃でもかまいません。 ※記入欄に納まるよう簡潔に記載してください。	
㉒	過去3年間の活動実績	これまでの申請団体の活動実績(過去3年間)を記入してください。 (例:〇〇年度 演目名〇〇、実施時期 〇月、実施場所 〇〇劇場)	
㉓	申請団体の職員数又は 雇員人数(2019年)	総数	2019年度、申請団体で雇用している職員数(契約職員であれば契約人数)を記入してください。なお、常勤職員を雇用しておらず、契約職員で対応されている場合はその人数と雇用形態を記載願います。
		※総数をご記載ください。	
㉔	申請団体の職員数又は 雇員人数(2020年)	総数	2020年度、申請団体で雇用している職員数(契約職員であれば契約人数)を記入してください。なお、常勤職員を雇用しておらず、契約職員で対応されている場合はその人数と雇用形態を記載願います。
		※総数をご記載ください。	
㉕	2020年度中に受けた 国、自治体の助成金等	総額	2020年度中に国、地方自治体等から受けた助成金等があれば、助成金名称、金額及びその合計金額を記載して下さい。(例:持続化給付金〇〇円、家賃支援給付金〇〇円、雇用調整金〇〇円、合計〇〇〇円)
		※総額をご記載ください。	

### (5) 申請書様式 (その3) 団体情報 (財務情報)

■直近の決算財務諸表から計算して入力してください。

(単位:千円)

損益計算書(正味財産増減計算書)	直近2年のうち1年目 年 月 日～ 年 月 日	直近2年のうち2年目 年 月 日～ 年 月 日
経常収益		
経常支出		
収支差額		

複数事業を実施している団体については、文化芸術活動に該当する事業についてのみ抽出してご記載ください。

(単位:千円)

貸借対照表	直近2年のうち1年目 年 月 日現在	直近2年のうち2年目 年 月 日現在
資産の部		
流動資産		
うち現金預金		
うち当座資産(現金預金以外)		
固定資産		
合計		

負債・正味財産の部		
流動負債		
固定負債		
純資産		
負債小計		
正味財産		
合計		

## (6) 記入要領 (その3) 団体情報 (財務情報)

■直近の決算財務諸表から計算して入力してください。

(単位:千円)

損益計算書(正味財産増減計算書)	直近2年のうち1年目 2019年4月1日～2020年3月31日	直近2年のうち2年目 2020年4月1日～2021年3月31日
経常収益	申請団体の損益計算書(正味財産増減計算書)の該当項目の金額を記入してください。金額については、提出する損益計算書(正味財産増減計算書)と一致していること。	
経常支出		
収支差額		

複数事業を実施している団体については、文化芸術活動に該当する事業についてのみ抽出してご記載ください。

(単位:千円)

貸借対照表	直近2年のうち1年目 2020年2月28日現在	直近2年のうち2年目 2021年2月28日現在
資産の部		
流動資産		
うち現金預金		
うち当座資産(現金預金以外)	申請団体の貸借対照表の該当項目の金額を記入してください。金額については、提出する貸借対照表と一致していること。	
固定資産		
合計		

負債・正味財産の部		
流動負債		
固定負債		
純資産		
負債小計		
正味財産		
合計		

## (7) 申請する前に（申請内容の確認、添付書類等の確認）

申請する前に以下の点について、チェックの上、ご提出願います。

3頁の(3)申請書類の注意事項にも記載してありますが、書類が不足あるいは未提出の場合は、審査の対象外となります。

不明な点が発生した場合は、当会より問合せます。定められた期限までに回答がない、あるいは対応いただけない場合は、審査の対象外として扱います。

### ■助成金交付申請書の確認

Check

・申請書の誓約・同意事項の承認(チェック)

・下記の情報が正しいかの確認

① 申請団体情報

② 文化芸術活動の分野

③ 財務情報

### ■書類等の添付・確認

・書類等が正しく添付されているかの確認

① 定款、規約等、② 財務諸表、③ 通帳の写し、④ 役員名簿等

## (8) 申請後の流れ

芸術文化振興基金運営委員会で審査の上、最終的に、助成金を交付する団体を決定いたします。

決定後、交付決定通知(採択されなかった場合は不交付通知)を郵送いたします。

採択された場合、すみやかに指定の口座に助成金の半額を振り込みます。(概算払い)

なお、審査内容について、お問合せいただいてもお答えできません。

助成金を使用していただきます(12月31日まで)。

報告書をご提出いただきます(令和4年1月14日まで)。

団体HPに活動報告をアップしていただきます。HPがない場合、振興会HPに活動報告をアップしますので写真等のご提供をお願いいたします。

報告書受領後、随時指定の口座に残りの金額を振り込みます。(精算払い)

## (9) 審査基準

審査について、下記の項目が評価の対象となりますので、助成金交付申請書を作成する際に、必ずご確認ください。

◇助成の緊急性(経営・財政状況、他の助成の状況、助成の必要性等)

◇これまでの活動(あるいは今後の活動)を通じて、当該分野・地域において果たしてきた役割(あるいは果たす役割)について

## (10) 助成金活用の報告

助成金受領後は、所定の報告書をご提出いただきます。

また、文化芸術復興創造基金による助成金をどのような費用に使ったか、また活動等がどのように改善されたか等を団体HP等で公表していただきます。なお、公表手段がない場合、当振興会のHPで公表させていただきます。その際は、HPに掲載可能な写真の提供などご協力いただきます。

## (11) 不正受給等の対応

提出された助成金交付申請書、証拠書類等について、不審な点が見受けられる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、以下の措置を講じます。

①助成金の全額に不正受給の日の翌日から返還の日まで加算金及び延滞金を加え返還請求をいたします。

②不正受給のあった団体名を公表いたします。

## (12) 注意事項

応募資格の該当性や審査基準等に関する個別の問合せには対応いたしかねます。各自でご判断の上、所定の申請を行ってください。審査にあたって、追加資料のご提出や補足説明等をお願いする場合があります。

文化芸術復興創造基金の交付が決定した場合、団体名及び助成金額を公表いたします。

## (13) 反社会的勢力等について

申請にあたっての誓約事項(4頁)の補足

「申請団体は、自己(役員および実質的に経営する者を含む)が、現在暴力団等の反社会的勢力等\*1に該当しないこと及び反社会的勢力等と密接な関係\*2に該当しないことを表明し、かつ将来にわたり保証します。また、自ら又は第三者を利用して暴力的な要求行為等\*3を行わないことを確約します。」

\*1 反社会的勢力等とは：暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者

\*2 反社会的勢力等と密接な関係とは：

- (1)反社会的勢力が経営を支配している関係
- (2)反社会的勢力が経営に実質的に関与している関係
- (3)自己もしくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用している関係
- (4)反社会的勢力に対して資金もしくは役務等を不適切に提供し、又は便宜を不適切に供与するなどの関係
- (5)その役員及び実質的に経営する者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係

\*3 暴力的な要求行為等とは：

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3)取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4)詐欺的言辞、詐術的な行為
- (5)風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し又は業務を妨害する行為
- (6)その他上記(1)～(5)に準ずる行為

## (14) 提出及び問合せ先

【住 所】	〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1 独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課
【電話番号】	03-3265-6302
【e-mail】	tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp
【FAX】	03-3265-7474
【問合せ時間】	午前10時～午後5時(土・日・祝日を除きます。)

メールで助成金交付申請書をご提出いただけます。助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上送信してください。定款等もメールに添付して送信してください。

※データ容量が10MBを超えるとメールが受信できないことがあります。10MBを超えないようご注意ください。アドレス: tmhd-kikin@ntj.jac.go.jp

メールで提出できない場合、簡易書留等(配達記録が残る方法)でも受け付けます。封筒に「交付申請書在中」と朱書してください。当日消印有効。

送付先 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課 宛

**※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。**

## 4. よくある質問 (Q & A)

Q1 この事業の目的について教えてほしい。

A1 「文化芸術復興創造基金」は、新型コロナウイルス感染症の影響により、長期にわたる公演等の中止など、財政的に非常に厳しい状況にある文化芸術団体に対し、東京海上ホールディングス株式会社様のご寄付を原資として我が国の文化芸術の振興・普及を図るため、文化芸術活動を継続するための支援を行います。

Q2 「文化芸術復興創造基金」に応募しようと思っています。国や地方自治体等から助成金を受けている(受ける)予定ですが、「文化芸術復興創造基金」に応募できますか。

A2 応募できます。ただし、「文化芸術復興創造基金」では、ほかに助成金等を受けていない、財政的に困窮している団体を優先的に支援する予定です。

Q3 日本国外の団体ですが、応募できますか。

A3 日本国外の団体からの応募は受け付けていません。

Q4 助成金交付申請書の審査はどのような観点で行われるのですか。

A4 助成金交付申請書の「申請団体の状況」、「財務情報」による他、審査基準に基づき、外部の有識者等による審査を行います。

Q5 助成金交付申請書類の①から⑤のうちで、一部用意できない書類があります。申請できますか。

A5 助成金交付申請書類の①から⑤に基づいて審査を行いますので、不足あるいは未提出の場合は、審査の対象外となります。提出の際、必ずご確認ください。

Q6 助成金交付申請書類の提出方法は郵送ですか。持参してはダメですか。

A6 助成金交付申請書類はメールでご提出いただきます。助成金交付申請書(Excelシート)に必要事項を入力の上、送信してください。(※10MBを超えるとメールを受信できないことがあるのでお気をつけください。)アドレス: tmhd-kikin@ntjjac.go.jp

メールで提出できない場合、簡易書留等配達記録が残る方法でも受け付けます。

封筒に「交付申請書在中」と朱書してください。当日消印有効。

送付先: 〒102-8656 東京都千代田区隼町4-1

独立行政法人日本芸術文化振興会 基金部 企画調査課 宛

**※書類をご持参いただいても受け取れませんのでご注意ください。**

Q7 採択は先着順で決まるのですか。

A7 申請いただいた助成金交付申請書類に基づいて、審査を行います。申請の順番が審査に影響することはありません。

Q8 審査にはどのくらいの期間がかかりますか。

A8 募集案内の目次の下の表と1頁の申請から活動報告公表までの流れをご覧ください。

Q9 助成金の支払いはいつ行われますか。

A9 助成金交付決定通知の後、助成金の半額をすみやかに指定の口座に振り込みます。残りの金額は、報告書をご提出いただいた後、すにやかに指定の口座に振り込みます。

Q10 報告書には、助成金の用途を記した書類や領収書の添付は必要ですか。

A10 報告書には、助成金の用途について記載していただきます。申請団体でも支払明細書等を作成の上、大切な証拠書類である領収書類とともに、助成金受領後、5年間は保管しておいてください。